

大和市告示第2号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月6日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。

(39) たつみ株式会社

(40) 株式会社ユニバース

(41) 株式会社光洋ショップ・プラス

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。